

岩手県告示第231号

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成9年岩手県告示第342号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>道路占用料徴収条例施行規則（昭和46年岩手県規則第38号）第2条第1項第9号の規定により、<u>条例</u>で定める占用料の額を徴収することが著しく不相当であると認められる物件を次のとおり指定し、当該指定した物件の占用料の額を次のとおり定め、平成9年4月1日から施行し、道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成7年岩手県告示第224号）は、廃止する。</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p>	<p>道路占用料徴収条例施行規則（昭和46年岩手県規則第38号）第2条第1項第9号の規定により、<u>道路占用料徴収条例（昭和28年岩手県条例第7号。以下「条例」という。）</u>で定める占用料の額を徴収することが著しく不相当であると認められる物件を次のとおり指定し、当該指定した物件の占用料の額を次のとおり定め、平成9年4月1日から施行し、道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成7年岩手県告示第224号）は、廃止する。</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4 自動車に動力源としての電気を供給するための施設（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって知事が認めるものが併せて講じられるものに限る。） 条例別表に定めるその他のもの（法第32条第1項第1号に掲げる工作物に該当するものに限る。）に係る占用料の額の10分の1に相当する額</u></p> <p><u>5</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	